

登録団体のみなさまへ

今回、登録していただいた申請書に基づき町内、町外団体の区別をします。町内団体として認めるのは、登録人数の過半数以上が町内在住、在学及び在勤者であることが条件となります。それ以外は町外団体の扱いといたしますのでご了承下さい。また各施設とも、町主催行事や学校行事が優先となります。

●施設予約から使用までの流れ

基本的な流れとしては、

- ①電話もしくはコミュニティーセンターへ来庁し、利用希望日の空き状況を確認して予約。
- ②利用希望日の1週間前までに申請書を提出。
- ③利用希望日当日にコミュニティーセンターで利用時間分の券を購入。

(例) 東浜野球場2時間利用(町内)の場合

東浜野球場1時間(町内)1,000円の券を2枚購入。

- ④生涯学習振興課内の受付にて、購入した券と引き換えに鍵を受け取る。
- ⑤終わったら、受付に鍵を返却。

※券と引き換えに鍵を受け取るのが原則となります。ですので、利用団体同士での鍵の受け渡しは行なわないでください。

●施設予約方法(社会体育施設)

- ①東浜野球場、青少年広場、東浜テニスコートについては町内団体受付が毎月1日、町外団体が10日からの受付になります(1日又は、10日が土日祝祭日にあたる場合は、それ以降の平日になります)電話は仮予約となりますので使用予定日の1週間前までに申請書を提出して下さい。
- ②東浜野球場について、日曜日の使用は基本的に毎月1団体1回の予約を受け付けます。(祝日については調整する場合があります)また、1回の使用時間は2時間になります(使用時間は9時~17時:夏場7月から9月は19時まで)
- ③東浜テニスコートは3面ありますが、個人使用申請も認めていますので、全面貸切りは基本的にできません。(但し、大会等で使用する場合は大会要項等を添えて申請時にその旨、申し出て下さい。調整します)

●施設予約方法(学校体育施設)

- ①基本的に学校行事、部活等が優先となります。主に使用できるのは平日夜間(午後8時~10時まで)となります。土、日、祝祭日については調整が必要です。
- ②使用希望日の前月20日(土日祝祭日にあたる際は、それ以前の平日)までに申請書を提出して下さい。その後、学校側へ申請状況一覧を一括申請し、許可できないものについて後日、教育委員会から連絡します。
- ③不定期で利用する団体につきましては、各学校とも定例団体が割当てられていますので、使用希望日の調整が必要になります。

各施設の使用料金一覧表

施設名	1時間あたり 使用料		照明を使用する場合 1時間あたり使用料		※追加使用料
	町内	町外	町内	町外	
青少年広場	200	500	850	1,500	時間を延長した場合は 1時間未満であっても1 時間とみなし超過料金を 追加する。
東浜野球場	1,000	2,000			
東浜テニスコート	300	600			
各学校体育館	200	500	400	1,000	
与小グラウンド	200	500			
与東小グラウンド	200	500			
与中グラウンド	200	500	600	1,100	

●お願い

※使用団体の過失により器具を破損した場合は、使用団体が速やかに原状回復に努めてください。また、必ず教育委員会まで報告すること。

※使用団体で出したゴミや空き缶類は必ず持ち帰り、飲酒・喫煙は施設内では絶対に行わないこと。

※使用時間は、準備・整理整頓・清掃時間・校外退出時間まで含まれているので、終了時間までには施設（学校）から出ること。

※体育館及び運動場付近への路上駐車をしないこと。

※体育館内は飲食禁止で、飲み物はフロアー外で飲むこと。

※体育館では室内シューズを使用し、所用等で体育館外へ出る時は、必ず外履きに履き替えること。

※学校体育施設の使用後は、使用団体が必ず整備し、体育施設内の設備を使用又は移動した場合は、必ず元の場所へ片づけること。

※学校体育施設カギ借用、返却はコミュニティーセンターで行い、カギ貸出簿記入は必ずカギを借用・返却した人が必ず署名すること。

※教育委員会は、使用団体の事故については責任を負いませんので、各自自己責任のもと利用すること。また、体育館等に子どもを連れてこないことを原則とし、連れてくる団体は責任をもって子どもの管理をすること。